

越前市規則第15号

越前市市民交流センター設置及び管理条例施行規則を次のとおり制定する。

令和元年7月9日

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市市民交流センター設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市市民交流センター設置及び管理条例（令和元年越前市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第4条の規定により越前市市民交流センター（以下「センター」という。）の施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、越前市市民交流センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その初日をいう。以下同じ。）前3箇月から前7日までの間に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請に基づき使用を許可したときは越前市市民交流センター使用許可書（様式第2号）を、使用を許可しないときは越前市市民交流センター使用不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付する。

(使用の取消し及び変更)

第3条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の取消しをしようとするときは越前市市民交流センター使用取消申請書（様式第4号）に、使用許可に係る事項を変更しようとするときは越前市市民交流センター使用変更申請書（様式第5号）に越前市市民交流センター使用許可書を添えて速

やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき使用許可に係る事項の変更を承認したときは、越前市市民交流センター使用変更承認書（様式第6号）を使用者に交付する。

（使用許可の取消しの通知）

第4条 市長は、条例第6条の規定により使用許可を取り消すときは、越前市市民交流センター使用許可取消決定書（様式第7号）を使用者に交付する。

（使用料の返還）

第5条 使用者が、条例第8条第3項ただし書の規定により、既に納入した使用料の返還を受けようとするときは、越前市市民交流センター使用料返還申請書（様式第8号）に使用料を納入したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第3項ただし書の規定により、使用料を返還することができる場合及びその場合において返還することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 使用者が自己の責めによらない事由により施設を使用できなくなった場合 当該使用料の全額

(2) 使用者が使用しようとする日前7日までに使用の取消しを申し出た場合 当該使用料の全額

(3) 使用者が使用許可の変更の承認を受けた場合において既に納付した使用料に過納が生じた場合 その相当額

3 市長は、前項の規定により使用料の返還を決定し、又は返還しない旨を決定したときは、越前市市民交流センター使用料返還決定書（様式第9号）により、その旨を使用者に通知する。

（使用料の減免）

第6条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、別表に定める減免基準表によるものとする。ただし、冷暖房使用料の減額又は免除は市長が特に必要と認める場合に限る。

2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用

許可申請の際に、越前市市民交流センター使用料減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、使用料の減額又は免除を承認したときは、越前市市民交流センター減免承認書を、使用料の減額又は免除を承認しないときは、越前市市民交流センター使用料減免不承認通知書（様式第10号）を申請者に交付する。

（損害賠償等）

第7条 条例第11条の規定により、センターの建物、附属設備、備品等を毀損、汚損又は滅失した者は、直ちに越前市市民交流センター建物等毀損滅失届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

別表（第6条関係）

施設使用料の減免基準表

区分	使用事由	減免する額
1	越前市又は越前市教育委員会が主催し、若しくは共催し、又は市から委託を受けた事業で使用する場合。事業に必要な準備行為で使用する場合を含む。	施設使用料に相当する額全額
2	国、県又は他の地方公共団体が使用する場合	施設使用料に相当する額全額
3	越前市内の認定こども園、保育園、幼稚園、小学校又は中学校が、保育又は教育活動の目的で使用する場合	施設使用料に相当する額全額
4	越前市内の特別支援学校、高等学校、専門学校又は大学が授業や部活動で使用する場	施設使用料の10分の8に相当する額

	合	
5	市長が認める公益的な活動団体が公用、公 共用又はこれらに準ずる活動のために使用 する場合	施設使用料の 10 分の 8 に相当する額
6	前各項に掲げるもののほか、市長が特に必 要と認める場合	市長が必要と認める額